

令和6年度「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例の収集に関する事業」の募集に係るQ&A

令和6年6月17日(月)11時時点
 ※質問の受付期間は終了しました

No.	質問	回答
1	「技術提案申請希望調書」の提出期限を過ぎてしまったが、提出していない場合でも競争に参加できるか。	「技術提案申請希望調書」は審査を円滑に進めるために任意でお願いしているものになりますので、ご提出いただいていない場合でも、入札書の受領期限までに必要書類をご提出いただければ競争への参加は可能です。
2	最終的に納品するコンテンツの数は、文部科学省と調整の上決定するという認識でよいか。また、動画の納品本数は仕様書では明記されていないが、何本程度の想定で見積もればよいか。	仕様書では計30本程度とさせていただいておりますが、最終的なコンテンツ数については、契約締結後に文部科学省と委託先において調整の上、決定いたします。動画については、事業の実施期間と予算の範囲内で制作できると考える本数をご提案ください。
3	取材校は文部科学省で選定すると仕様書に記載があるが、申請者において取り上げたい学校がある場合は提案しても構わないか。申請段階で具体的な学校名等を書く必要があるか。また、取り上げる学校は公立でないとならないか(何か決まりがあるか)。	作成すべき事例については文部科学省において選定することとしますが、事例として取り上げたい学校がある場合は提案いただいて問題ありません。設置者についても特段決まりはありません。(6月12日時点では、公立高校、私立高校、教育委員会に関する記事を掲載しています)取り上げたい学校がある場合、技術提案書には申請時点で記載できる範囲で構いませんので、可能な限り具体的に記載いただきますようお願いいたします。
4	普段から外注しているライターに依頼することを検討しているが、その場合は再委託費に計上するのか。	請負的な側面が強いものは、再委託費ではなく雑役務費に計上してください。
5	全省庁統一資格A等級を有しているが、その場合でも入札説明書3(7)ア～オに示す要件を満たす必要があるか。	既にA等級を有している場合は、競争参加資格を満たしています。本募集では「役務の提供等」のA、B、C等級に格付けされている事業者様を対象としていますが、例えば、該当しないD等級の競争参加希望者の場合においても入札説明書3(7)ア～オのいずれかを満たせば競争に参加できるという趣旨の記載となります。